第20回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

（2018年６月１日から2019年３月31日まで）

株式会社レノバ

上記の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https//www.renovainc.com/ir/meeting）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

連結株主資本等変動計算書

（2018年６月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	**株主資本合計**
当期首残高	1,986	―	1,973	3,713	―	7,673
当期変動額						
新株の発行	94	11	94			199
親会社株主に帰属する当期純利益				1,659		1,659
自己株式の取得					△513	△513
自己株式の処分				△0	9	9
連結範囲の変動				△2		△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	94	11	94	1,656	△504	1,352
当期末残高	2,080	11	2,067	5,369	△504	**9,025**

	その他の包括利益累計額			**新株予約権**	**非支配株主持分**	**純資産合計**
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	**その他の包括利益累計額合計**			
当期首残高	△4	△20	△25	5	3,216	10,870
当期変動額						
新株の発行						199
親会社株主に帰属する当期純利益						1,659
自己株式の取得						△513
自己株式の処分						9
連結範囲の変動						△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	317	20	337	3	322	663
当期変動額合計	317	20	337	3	322	2,015
当期末残高	312	―	**312**	**9**	**3,539**	**12,886**

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数　11社

・主要な連結子会社の名称　株式会社水郷潮来ソーラー、株式会社富津ソーラー、株式会社菊川石山ソーラー、株式会社菊川堀之内谷ソーラー、九重ソーラー匿名組合事業、那須塩原ソーラー匿名組合事業、大津ソーラー匿名組合事業、四日市ソーラー匿名組合事業、株式会社レノバ・アセット・マネジメント、千秋ホールディングス株式会社、ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社

当連結会計年度において、四日市ソーラー匿名組合事業の持分を追加取得したことにより、持分法適用の関連会社から除外し、連結の範囲に含めています。

当連結会計年度において、瑞諾華股份有限公司は清算したことにより連結の範囲から除外しています。

② 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　合同会社菊川石山ソーラーエステート、合同会社菊川堀之内谷ソーラーエステート、合同会社人吉ソーラー、合同会社杜の都バイオマスエナジー、合同会社御前崎港バイオマスエナジー、合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー、株式会社はこだて恵山地熱

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数　６社

・主要な会社等の名称　軽米西ソーラー匿名組合事業、軽米東ソーラー匿名組合事業、那須烏山ソーラー匿名組合事業、軽米尊坊ソーラー匿名組合事業、苅田バイオマスエナジー株式会社、徳島津田バイオマス発電所合同会社

当連結会計年度において株式を取得したため、苅田バイオマスエナジー株式会社について持分法適用関連会社としています。

当連結会計年度において、徳島津田バイオマス発電所合同会社への出資に伴い重要性が高まったため持分法適用の関連会社に含めています。

当連結会計年度において、四日市ソーラー匿名組合事業の持分を追加取得したことにより、連結の範囲に含めるべく、持分法適用の関連会社からは除外しています。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　合同会社菊川石山ソーラーエステート、合同会社菊川堀之内谷ソーラーエステート、合同会社人吉ソーラー、合同会社杜の都バイオマスエナジー、合同会社御前崎港バイオマスエナジー、合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー、株式会社はこだて恵山地熱、秋田由利本荘洋上風力合同会社、株式会社南阿蘇湯の谷地熱

・持分法を適用しない理由　各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しています。

(3) 連結決算日の変更に関する事項

当社は、2018年７月５日開催の取締役会の決議及び2018年８月29日開催の第19回定時株主総会の承認を経て、下記の通り、決算期（事業年度の末日）の変更を行いました。

１．変更の理由

当社単体及び当社グループの連結上の決算期は５月31日でしたが、発電所を所有する当社連結子会社及び関連会社（以下「発電事業子会社」という。）は決算期が３月31日です。当社単体及び当社グループの連結上の決算期を３月31日に変更、統一することにより、発電事業子会社の業績開示のタイムラグを解消し、株主や投資家の皆さまに、より理解いただきやすい連結決算を実現し、より適切な経営情報の開示を図ることを目的としています。

２．決算期変更の内容

当社単体及び当社グループの連結決算上の決算期について次のように変更しました。

前連結会計年度まで：毎年５月31日

当連結会計年度から：毎年３月31日

決算期変更の経過期間となる当連結会計年度は、2018年６月１日から2019年３月31日までの10ヶ月決算となります。決算期が３月31日以外の連結子会社に関しても、同様の変更を行いました。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式（持分法非適用の非連結子会社株式）及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ただし、匿名組合出資金は個別法によっています。詳細は、「⑤ホ．匿名組合出資金の会計処理」に記載しています。

ロ．その他有価証券

時価のないもの　移動平均法による原価法

ハ．たな卸資産

・仕掛品　　個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

・原材料及び貯蔵品　　「再生可能エネルギー発電事業」　総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

「再生可能エネルギー開発・運営事業」　先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

ニ．デリバティブ　　時価法

ただし、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物　　２年～45年

機械装置及び運搬具　３年～22年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（３年～５年）に基づく定額法によっています。

ハ．リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法によっています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

・投資損失引当金　　投資に対する損失に備えるため、投資先の実情を勘案の上、必要と認められる額を計上しています。

・賞与引当金　　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しています。

・株式給付引当金　　株式給付規程に基づく当社の取締役（社外取締役を含む）及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

・特別修繕引当金　　再生可能エネルギー発電設備に係る修繕に備えるため、将来の修繕見込額に基づき計上しています。

④　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっています。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっています。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段　　為替予約、金利スワップ

・ヘッジ対象　　外貨建金銭債務、借入金の利息

ハ．ヘッジ方針

為替変動リスクや金利変動リスクを回避することを目的として為替予約取引や金利スワップ取引などを行っています。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産、負債または予定取引に関する重要な条件が同一である場合には、ヘッジ有効性評価を省略しています。

⑤　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ．繰延資産の処理方法

・創立費　　５年間で均等償却しています。

・開業費　　５年間で均等償却しています。

ロ．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しています。

ハ．のれんの償却に関する事項

のれんは、投資効果の発現する期間（20年以内）で均等償却を行っています。ただし、金額僅少の場合は一括償却しています。

ニ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

ホ．匿名組合出資金の会計処理

匿名組合出資を行うに際して、匿名組合の財産の持分相当額を投資その他の資産の「その他の関係会社有価証券」として計上しています。匿名組合への出資時に当該資産科目に計上しています。

ヘ．連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

有形固定資産の減価償却方法については、当社グループでは定額法によっています。ただし、従来、「再生可能エネルギー開発・運営事業」においては主に定率法によっていたため、当連結会計年度より定額法に変更しています。

この変更は、当社の本社事務所の移転により「再生可能エネルギー開発・運営事業」における減価償却資産が大きく入れ替わることを契機に、グループポリシーの統一の観点から減価償却方法を再度検討した結果、当社グループにおいて減価償却資産の大部分を占める「再生可能エネルギー発電事業」において採用している定額法への統一を図るものです。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微です。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しています。

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において流動負債の「その他」に含めて表示していました「特別修繕引当金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しています。

なお、前連結会計年度の「特別修繕引当金」は83百万円です。

前連結会計年度において「１年内返済予定のノンリコース長期借入金」及び「ノンリコース長期借入金」として区分掲記していた、当社に対してノンリコースの性質を有する連結子会社における長期借入金に関しては、連結子会社を含む当社グループにおいては長期借入金であるという性質をより明確に表示するため、当連結会計年度の連結計算書類より「１年内返済予定の長期借入金」及び「長期借入金」に含めて表示することといたしました。

なお、前連結会計年度の「１年内返済予定のノンリコース長期借入金」は2,020百万円、「ノンリコース長期借入金」は30,465百万円です。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金	8,822百万円
売掛金	1,203百万円
原材料及び貯蔵品	153百万円
建物及び構築物	8,366百万円
機械装置及び運搬具	32,270百万円
土地	2,372百万円
有形固定資産　その他	88百万円
無形固定資産　その他	710百万円
関係会社株式	641百万円
その他の関係会社有価証券	281百万円
計	54,911百万円

上記の資産に加えて、子会社株式4,361百万円を担保に供しています。

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	2,889百万円
長期借入金	42,755百万円
計	45,645百万円

上記の他、持分法適用会社である軽米西ソーラー匿名組合事業、苅田バイオマスエナジー株式会社、及び徳島津田バイオマス発電所合同会社において、41,131百万円の借入を行っています。

(2) 保証債務等

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し、スポンサーサポート契約を差し入れています。

軽米西ソーラー匿名組合事業	(注) 1	13,580百万円
苅田バイオマスエナジー株式会社	(注) 2	18,451百万円
計		32,031百万円

(注) 1. 軽米西ソーラー匿名組合事業の金融機関からの借入れに関して、当社は、一定の事象の発生を条件として、同社の借入金融機関に対するスポンサーサポートに合意しています。

2. 苅田バイオマスエナジー株式会社の金融機関からの借入れに関して、当社は同社の他の出資者とともに、一定の事象の発生を条件として、同社の借入金融機関に対するスポンサーサポートに合意しています。上記の同社借入総額に関するサポートの当社負担割合は約50.9%です。

以下の関係会社のリース債務に対して保証を行っています。

秋田由利本荘洋上風力合同会社	12百万円

(3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	51,946百万円
借入実行残高	48,447百万円
借入未実行残高	3,499百万円

(4) 財務制限条項

① 株式会社レノバ

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金220百万円（うち１年以内返済予定の長期借入金200百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

イ．2014年５月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を前年同期比又は2013年５月に終了する決算期の末日のいずれか大きい方の75％以上に維持すること。

ロ．2014年５月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書において、経常損益を損失としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金90百万円（うち１年以内返済予定の長期借入金36百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

イ．各事業年度の決算期末日における単体の損益計算書において、経常損益を損失としないこと。

ロ．各事業年度の決算期末日における単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前事業年度の決算期の末日又は2015年５月期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75％未満としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金600百万円（うち１年以内返済予定の長期借入金－百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

イ．2017年５月期以降の各決算期の末日における連結の損益計算書に示される経常損益について、２期連続で経常損失を計上しないこと。

ロ．2017年５月期以降の各決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前年同期比又は2016年５月期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75％未満としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金174百万円（うち１年以内返済予定の長期借入金87百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

イ．2015年５月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2014年５月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75％以上に維持すること。

ロ．2015年５月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金900百万円（うち１年以内返済予定の長期借入金300百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

イ．2017年５月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を直近の事業年度末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75％以上に維持すること。

ロ．2017年５月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書に示される経常損益について、２期連続で経常損失を計上しないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金350百万円（うち１年以内返済予定の長期借入金140百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

イ．2017年５月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書において、以下のインタレストカバレッジレシオが１以下とならないこと。
インタレストカバレッジレシオ＝(営業利益＋受取利息)／支払利息

ロ．2017年５月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における総負債の金額が総資産の金額を上回らないこと。

ハ．2017年５月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書に示される当期純損益について、２期連続で当期純損失を計上しないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金400百万円（うち１年以内返済予定の長期借入金100百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

イ．各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比75％以上に維持すること。

ロ．各年度の決算期における連結損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金810百万円（うち１年以内返済予定の長期借入金－百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

イ．2019年３月決算期を初回とする各年度決算期の末日における当社の連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2018年５月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額または前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きいほうの75％以上に維持すること。

ロ．2019年３月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結損益計算書において、経常損益の金額を０円以上に維持すること。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金2,000百万円（うち１年以内返済予定の長期借入金－百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

イ．2018年５月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結貸借対照表上の純資産の部の金額を、直近の決算期末日における連結貸借対照表上の純資産の部の金額の75％以上に維持すること。

ロ．2018年５月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における連結損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。

② 株式会社水郷潮来ソーラー

連結子会社の株式会社水郷潮来ソーラーが締結しているシンジケートローン契約による長期借入金2,619百万円（うち１年内返済予定の長期借入金227百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

2013年３月以降「シニアローン最終返済期日」が属する「事業半期」までの期間において、当該時点の前々「事業半期」及び直前の「事業半期」、並びに当該時点の属する「事業半期」及び翌「事業半期」に係る、それぞれ２「事業半期」通期の「シニアDSCR」（前々「事業半期」及び直前の「事業半期」については実績値、翌「事業半期」については、当該時点までの実績値を加味した「年間事業計画」に基づく予測値とする。）のいずれかが1.10を下回ることが判明した場合には、速やかに当該事項を「エージェント」に通知の上、改善計画を「エージェント」に対して提出すること。

③ 株式会社富津ソーラー

連結子会社の株式会社富津ソーラーが締結しているシンジケートローン契約による長期借入金8,232百万円(うち１年内返済予定の長期借入金566百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

2013年３月以降「シニアローン最終返済期日」が属する「事業半期」までの期間において、当該時点の前々「事業半期」及び直前の「事業半期」、並びに当該時点の属する「事業半期」及び翌「事業半期」に係る、それぞれ２「事業半期」通期の「シニアDSCR」（前々「事業半期」及び直前の「事業半期」については実績値、翌「事業半期」については「長期事業計画」に基づく予測値とし、当該時点の属する「事業年度」については、当該時点までの実績値を加味した「年間事業計画」に基づく予測値とする。）のいずれかが1.10を下回ることが判明した場合には、速やかに当該事項を「エージェント」に通知の上、改善計画を「エージェント」に対して提出すること。

④ 株式会社菊川石山ソーラー

連結子会社の株式会社菊川石山ソーラーが締結しているシンジケートローン契約による長期借入金1,882百万円（うち１年内返済予定の長期借入金137百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2014年３月末日以降の各DSCR計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画DSCRを1.1以上に維持すること、及び2015年６月末日以降の各DSCR計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日（当日を含まない。）までの期間においては、タームローン引出可能期間終了日からその直後に到来するDSCR計算基準日までの期間）における実績DSCRを1.1以上に維持すること。

⑤ 株式会社菊川堀之内谷ソーラー

連結子会社の株式会社菊川堀之内谷ソーラーが締結しているシンジケートローン契約による長期借入金1,482百万円（うち１年内返済予定の長期借入金108百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2014年３月末日以降の各DSCR計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画DSCRを1.1以上に維持すること、及び2015年６月末日以降の各DSCR計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日（当日を含まない。）までの期間においては、タームローン引出可能期間終了日からその直後に到来するDSCR計算基準日までの期間）における実績DSCRを1.1以上に維持すること。

⑥　九重ソーラー匿名組合事業

連結子会社の九重ソーラー匿名組合事業が締結しているシンジケートローン契約による長期借入金5,708百万円（うち１年内返済予定の長期借入金401百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

九重ソーラー匿名組合事業の単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2014年３月末日以降の各DSCR計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画DSCRを1.1以上に維持すること、及び2015年６月末日以降の各DSCR計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日(当日を含まない。）までの期間においては、タームローン引出可能期間終了日からその直後に到来するDSCR計算基準日までの期間）における実績DSCRを1.1以上に維持すること。

⑦　那須塩原ソーラー匿名組合事業

連結子会社の那須塩原ソーラー匿名組合事業が締結しているシンジケートローン契約による長期借入金5,801百万円（うち１年内返済予定の長期借入金381百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2015年９月末日以降の各DSCR計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画DSCRを1.1以上に維持すること、及び2015年９月末日以降の各DSCR計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日（当日を含まない。）までの期間においては、タームローン引出可能期間終了日からその直後に到来するDSCR計算基準日までの期間）における実績DSCRを1.05以上に維持すること。

⑧　大津ソーラー匿名組合事業

連結子会社の大津ソーラー匿名組合事業が締結しているシンジケートローン契約による長期借入金4,741百万円（うち１年内返済予定の長期借入金273百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

単年度事業計画書又は長期事業計画書に基づいた2016年３月末日以降の各DSCR計算基準日の翌日以降の翌12ヶ月間における計画DSCRを1.1以上に維持すること、及び2016年３月末日以降の各DSCR計算基準日当日までの直前12ヶ月間（但し、プロジェクト完工日から12ヶ月後の応当日（当日を含まない。）までの期間においては、タームローン引出可能期間終了日からその直後に到来するDSCR計算基準日までの期間）における実績DSCRを1.05以上に維持すること。

⑨　四日市ソーラー匿名組合事業

連結子会社の四日市ソーラー匿名組合事業が締結しているシンジケートローン契約による長期借入金7,464百万円（うち１年内返済予定の長期借入金135百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

イ．2019年４月１日以降の各「事業半期」において、当該時点の前々「事業半期」及び直前の「事業半期」に係る「シニアDSCR（実績値)」を通期で1.05以上に維持すること。

ロ．2019年４月１日以降の各「事業半期」において、「事業計画」に基づいて合理的に計算される直後の連続する２「事業半期」通期の「シニアDSCR（予想値)」を1.05以上に維持すること。

⑩ ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社

連結子会社のユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社が締結している金銭消費貸借契約による長期借入金5,222百万円（うち１年内返済予定の長期借入金443百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

イ．年次予算計画及び事業計画に基づいた翌事業年度に係るDSCR（予想）を1.05以上に維持すること。また、各事業年度におけるDSCR（実績）を1.05以上に維持すること。

ロ．借入人の株主資本をプラスの状態に維持すること。

ハ．借入人が２期連続して当期損失とならないこと。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	37,134,200株	38,335,800株	―株	75,470,000株

（注）1. 2018年９月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っています。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使による増加1,190,400株及び株式分割による増加37,145,400株です。

(2) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

[株式会社レノバ]

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)			
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
第 16 回 2011年2月26日付与	普通株式	48,800	48,800	30,400	67,200
第 18 回 2012年7月24日付与	普通株式	127,200	127,200	49,600	204,800
第 19 回 2013年2月27日付与	普通株式	34,400	30,400	4,000	60,800
第 20 回 2014年4月30日付与	普通株式	84,800	84,800	56,000	113,600
第 21 回 2014年4月30日付与	普通株式	114,400	114,400	54,400	174,400
第 22 回 2014年7月30日付与	普通株式	100,800	99,200	16,000	184,000
第 23 回 2015年8月29日付与	普通株式	190,400	190,400	99,200	281,600
第 24 回 2015年10月27日付与	普通株式	53,600	53,600	19,200	88,000
第 25 回 2016年1月27日付与	普通株式	389,600	384,000	55,200	718,400
第 26 回 2016年9月27日付与	普通株式	816,800	816,800	510,400	1,123,200
第 27 回 2016年10月8日付与	普通株式	676,800	660,800	321,600	1,016,000
合計		2,637,600	2,610,400	1,216,000	4,032,000

(注) 1. 権利行使期間の初日が到来していないものについては除いています。
2. 2018年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っています。
3. 新株予約権の増加は、株式分割に伴うものです。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しています。借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資（長期）です。

海外から輸入するバイオマス発電燃料の外貨建て取引に関して、為替変動リスクをヘッジするために為替予約契約を締結しており、繰延ヘッジ処理を適用しています。

変動金利の借入金については、その一部について、金利変動リスクをヘッジするために金利スワップ取引を行っており、繰延ヘッジ処理又は金利スワップの特例処理を適用しています。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません（(注) 3. 参照)。

	連結貸借対照表計上額 (注) 1	時　価 (注) 1	差　額
(1) 現金及び預金	21,249百万円	21,249百万円	―百万円
(2) 売掛金	2,221	2,221	―
(3) 関係会社立替金	3,307		
貸倒引当金	△112		
	3,194	3,194	―
(4) １年内返済予定の長期借入金	(4,225)	(4,225)	―
(5) 長期借入金	(57,490)	(59,527)	2,036
(6) デリバティブ取引	(1,028)	(1,028)	―

(注) 1. 負債に計上されているものについては、(　) で示しています。また、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

2. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 関係会社立替金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。なお、関係会社立替金については対応する貸倒引当金を控除しています。

(4) １年内返済予定の長期借入金

同一の残存期間で同条件の借入を行う場合に想定される金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって時価を見積もった結果、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される金利で割り引いて算出する方法によっています。変動金利による借入金の一部については金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(6)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる金利で割り引いて算出する方法によっています。また、一部の借入金については金利０％ですが、保証料率が2.2％（固定）であることから、元金及び保証料の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される保証料率で割り引いた現在価値により算定しています。

(6) デリバティブ取引

為替予約の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

金利スワップ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は当該借入金の時価に含めて記載しています（上記(5)参照)。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　分	当連結会計年度 (2019年３月31日)
関係会社株式	2,390百万円
その他の関係会社有価証券	1,005百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

7. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額　124円22銭

(2) １株当たりの当期純利益　22円25銭

(注) 1. １株当たりの純資産額及び１株当たりの当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しています。

2. 当連結会計年度において、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が保有する当社株式（取締役等向け株式交付信託分）を、「１株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数393,600株に含めており、また、「１株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式の期中平均株式数188,823株に含めています。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(企業結合に関する注記)

当社は、2019年３月１日に運転を開始した四日市ソーラー発電所を保有する、当社の持分法適用関連会社であった四日市ソーラー匿名組合事業（以下「四日市ソーラー」といいます）の出資持分を同日付けで追加取得しました。この結果四日市ソーラーに対する当社の出資比率は100%となり、四日市ソーラーは当社の連結子会社となりました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	事業の内容
四日市ソーラー匿名組合事業	太陽光発電事業

(2) 企業結合を行った主な理由

発電事業者として今後とも地域と共に発展を続けながら、当社の収益規模の拡大も図るため。

(3) 企業結合日
2019年３月１日（出資持分取得日）
2019年３月31日（みなし取得日）
(4) 企業結合の法的形式
出資持分の取得
(5) 結合後企業の名称
四日市ソーラー匿名組合事業
(6) 取得した出資持分比率

企業結合日直前に所有していた出資持分比率	38%
企業結合日に追加取得した出資持分比率	62%
取得後の出資持分比率	100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として出資持分を取得することによるものです。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間
決算日をみなし取得日としているため、連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間はありません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得直前に保有していた四日市ソーラーの

企業結合日における時価		250百万円
追加取得の対価	現金	408百万円
取得原価		658百万円

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額
段階取得に係る差益　268百万円

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額
該当事項はありません。

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
(1) 発生したのれんの金額
16百万円
(2) 発生原因
主として、今後の事業展開によって期待される超過収益力です。
(3) 償却方法及び償却期間
20年間にわたる均等償却

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,164百万円
固定資産	7,264
繰延資産	440
資産合計	8,870
流動負債	449
固定負債	7,778
負債合計	8,227

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	82百万円
営業利益	47
経常利益	33
税金等調整前当期純利益	33
親会社株主に帰属する当期純利益	33
１株当たり当期純利益	0.45円

（注）１株当たり当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しています。

（概算額の算定方法）

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としています。

なお、当該注記は監査証明を受けていません。

（役員向け株式交付信託）

当社は、2018年８月29日開催の第19回定時株主総会の決議に基づき、役員の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績及び株式価値向上への貢献意識を高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を含む）及び執行役員（以下、社外取締役を除く取締役及び執行役員を「社内役員」という。）に対する株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しています。

1. 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が定める株式交付規程に基づいて、各社内役員及び各社外取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式等を、本信託を通じて各社内役員及び各社外取締役に交付等する株式報酬制度です。なお、社内役員が当社株式等の交付等を受ける時期は、原則として、各制度対象期間（注）の翌事業年度の業績評価確定後とし、社外取締役については事業年度毎とします。

（注）制度対象期間とは４事業年度毎に定める期間とします。

2. 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しています。当連結会計年度の当該自己株式の帳簿価額は504百万円、株式数は393,600株です。

株主資本等変動計算書

（2018年６月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
			資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	1,986	―	1,964	1,964	4,406	4,406	―	8,357	5	8,363
当期変動額										
新株の発行	94	11	94	94				199		199
当期純利益					2,073	2,073		2,073		2,073
自己株式の取得							△513	△513		△513
自己株式の処分					△0	△0	9	9		9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									3	3
当期変動額合計	94	11	94	94	2,072	2,072	△504	1,768	3	1,772
当期末残高	**2,080**	**11**	2,059	**2,059**	6,479	**6,479**	**△504**	**10,126**	**9**	**10,135**

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法
ただし、匿名組合出資金は個別法によっています。詳細は、「(5)③匿名組合出資金の会計処理」に記載しています。

② その他有価証券
時価のないもの　移動平均法による原価法

③ たな卸資産
仕掛品　個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

④ デリバティブ　時価法
ただし、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3年～22年
構築物	2年
工具、器具及び備品	2年～15年
車両運搬具	4年

② 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しています。

③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
投資損失引当金	投資に対する損失に備えるため、投資先の実情を勘案の上、必要と認められる額を計上しています。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。
株式給付引当金	株式給付規程に基づく当社の取締役（社外取締役を含む）及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっています。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっています。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

③ 匿名組合出資金の会計処理

匿名組合出資を行うに際して、匿名組合の財産の持分相当額を投資その他の資産の「その他の関係会社有価証券」として計上しています。匿名組合への出資時に当該資産科目に計上しています。

④ 連結納税制度の適用

当社は連結納税制度を適用しています。

(6) 決算日の変更に関する事項

当社は、2018年７月５日開催の取締役会の決議及び2018年８月29日開催の第19回定時株主総会の承認を経て、下記の通り、決算期（事業年度の末日）の変更を行いました。

１．変更の理由

当社の決算期は５月31日でしたが、発電所を所有する当社連結子会社及び関連会社（以下「発電事業子会社」という。）は決算期が３月31日です。当社単体及び当社グループの連結上の決算期を３月31日に変更、統一することにより、発電事業子会社の業績開示のタイムラグを解消し、投資家の皆さまに、より理解いただきやすい連結決算を実現し、より適切な経営情報の開示を図ることを目的としています。

２．決算期変更の内容

当社の決算期について次のように変更しました。

前事業年度まで：毎年５月31日

当事業年度から：毎年３月31日

決算期変更の経過期間となる当事業年度は、2018年６月１日から2019年３月31日までの10ヶ月決算となります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

有形固定資産の減価償却方法については、当社グループでは主として定額法によっています。ただし、従来、「再生可能エネルギー開発・運営事業」においては主に定率法によっていたため、当事業年度より定額法に変更しています。

この変更は、当社の本社事務所の移転により「再生可能エネルギー開発・運営事業」における減価償却資産が大きく入れ替わることを契機に、グループポリシーの統一の観点から減価償却方法を再度検討した結果、当社グループにおいて減価償却資産の大部分を占める「再生可能エネルギー発電事業」において採用している定額法への統一を図るものです。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微です。

3. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しています。

4. 貸借対照表に関する注記

（1）担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

関係会社及び出資先の金融機関に対する借入金に対して担保に供している資産は次のとおりです。

関係会社株式	3,330百万円
その他の関係会社有価証券	3,073百万円
計	6,403百万円

② 担保に係る債務

当社において上記担保に対応する債務はありませんが、関係会社における借入金79,311百万円の担保に差し入れています。

（2）保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し、株主サポート契約又はスポンサーサポート契約を差し入れています。

株式会社水郷潮来ソーラー	2,619百万円
株式会社富津ソーラー	8,232百万円
株式会社菊川石山ソーラー	1,882百万円
株式会社菊川堀之内谷ソーラー	1,482百万円
九重ソーラー匿名組合事業	5,708百万円
那須塩原ソーラー匿名組合事業	5,801百万円
大津ソーラー匿名組合事業	4,741百万円
軽米西ソーラー匿名組合事業	13,580百万円
ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社	7,714百万円
苅田バイオマスエナジー株式会社（注）	18,451百万円
合計	70,211百万円

（注）苅田バイオマスエナジー株式会社の金融機関からの借入れに関して、当社は同社の他の出資者とともに、一定の事象の発生を条件として、同社の借入金融機関に対するスポンサーサポートに合意しています。上記の同社借入総額に関するサポートの当社負担割合は約50.9%です。

以下の関係会社のリース債務に対して保証を行っています。

秋田由利本荘洋上風力合同会社	12百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりです。

① 短期金銭債権	645百万円
② 短期金銭債務	244百万円

(4) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	8,194百万円
借入実行残高	5,294百万円
借入未実行残高	2,900百万円

(5) 財務制限条項

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金220百万円（うち１年以内返済予定の長期借入金200百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

① 2014年５月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を前年同期比又は2013年５月に終了する決算期の末日のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

② 2014年５月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書において、経常損益を損失としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金90百万円（うち１年以内返済予定の長期借入金36百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

① 各事業年度の決算期末日における単体の損益計算書において、経常損益を損失としないこと。

② 各事業年度の決算期末日における単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前事業年度の決算期の末日又は2015年５月期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%未満としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金600百万円（うち１年以内返済予定の長期借入金－百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

① 2017年５月期以降の各決算期の末日における連結の損益計算書に示される経常損益について、２期連続で経常損失を計上しないこと。

② 2017年５月期以降の各決算期の末日における連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、前年同期比又は2016年５月期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%未満としないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金174百万円（うち１年以内返済予定の長期借入金87百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

① 2015年５月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2014年５月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

② 2015年５月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金900百万円（うち１年以内返済予定の長期借入金300百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

① 2017年５月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部（資本の部）の金額を直近の事業年度末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における純資産の部の金額の75％以上に維持すること。

② 2017年５月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書に示される経常損益について、２期連続で経常損失を計上しないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金350百万円（うち１年以内返済予定の長期借入金140百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

① 2017年５月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書において、以下のインタレストカバレッジレシオが１以下とならないこと。
インタレストカバレッジレシオ＝（営業利益＋受取利息）／支払利息

② 2017年５月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の貸借対照表における総負債の金額が総資産の金額を上回らないこと。

③ 2017年５月期以降の各決算期の末日における株式会社レノバ単体の損益計算書に示される当期純損益について、２期連続で当期純損失を計上しないこと。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金400百万円（うち１年以内返済予定の長期借入金100百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

① 各年度の決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額を、前年同期比75％以上に維持すること。

② 各年度の決算期における連結損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金810百万円（うち１年以内返済予定の長期借入金－百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

① 2019年３月決算期を初回とする各年度決算期の末日における当社の連結貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2018年５月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額または前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きいほうの75％以上に維持すること。

② 2019年３月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の連結損益計算書において、経常損益の金額を０円以上に維持すること。

株式会社レノバが締結している金銭消費貸借契約のうち長期借入金2,000百万円（うち１年以内返済予定の長期借入金－百万円）には、次のとおり財務制限条項が付されています。

① 2018年５月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結貸借対照表上の純資産の部の金額を、直近の決算期末日における連結貸借対照表上の純資産の部の金額の75％以上に維持すること。

② 2018年５月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する２期について、各年度の決算期における連結損益計算書に示される経常損益が２期連続して損失とならないようにすること。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	3,395百万円
営業取引以外の取引高	939百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　393,600株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	7百万円
賞与引当金	50百万円
貸倒引当金	45百万円
投資有価証券等評価損	36百万円
会社分割による子会社株式調整額	74百万円
匿名組合分配損益	141百万円
その他	72百万円
繰延税金資産小計	428百万円
評価性引当額	△115百万円
繰延税金資産合計	312百万円
繰延税金負債	
匿名組合分配損益	△136百万円
その他	△22百万円
繰延税金負債合計	△158百万円
繰延税金資産の純額	154百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権の所有割合、被所有割合又は出資割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社レノバ・アセット・マネジメント	所有割合 直接 100.0%	再生可能エネルギー発電事業に関する施設運営・管理の経営運営支援。バックオフィスサービスの提供。役員の兼任あり。	資金の移動(注1)	153	前受金	240
子会社	株式会社水郷潮来ソーラー	所有割合 直接 68.0%	太陽光発電所の運営支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注2)(注6)及び担保提供(注3)	2,619	—	—
子会社	株式会社富津ソーラー	所有割合 直接 51.0%	太陽光発電所の運営支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注2)(注6)及び担保提供(注3)	8,232	—	—
子会社	株式会社菊川石山ソーラー	所有割合 直接 63.0%	太陽光発電所の運営支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注2)(注6)及び担保提供(注3)	1,882	—	—
子会社	株式会社菊川堀之内谷ソーラー	所有割合 直接 61.0%	太陽光発電所の運営支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注2)(注6)及び担保提供(注3)	1,482	—	—
子会社	九重ソーラー匿名組合事業	出資割合 直接 100.0%	匿名組合出資	スポンサーサポート契約の締結(注2)(注6)及び担保提供(注3)	5,708	—	—
子会社	那須塩原ソーラー匿名組合事業	出資割合 直接 100.0%	匿名組合出資	スポンサーサポート契約の締結(注2)(注6)及び担保提供(注3)	5,801	—	—
子会社	大津ソーラー匿名組合事業	出資割合 直接 100.0%	匿名組合出資	スポンサーサポート契約の締結(注2)(注6)及び担保提供(注3)	4,741	—	—
子会社	ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社	所有割合 間接 69.2%	バイオマス発電所の経営管理支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注2)(注6)及び担保提供 (注3)	7,714	—	—

種　類	会社等の名称	議決権の所有割合、被所有割合又は出資割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科　　目	期末残高(百万円)
関連会社	軽米西ソーラー匿名組合事業	出資割合 直接　38.0%	匿名組合出資	スポンサーサポート契約の締結(注４)(注６)及び担保提供（注5）	13,580	—	—
				工事管理に関する業務委託(注７)(注8)	—	売掛金	216
関連会社	秋田由利本荘洋上風力合同会社	所有割合 直接　50.0%	事業開発業務の運営支援。	増資の引受	1,544	—	—
関連会社	苅田バイオマスエナジー株式会社	所有割合 直接　43.1%	発電所建設の工事管理支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注４)(注６)(注９)及び担保提供（注5）	18,451	—	—
				工事管理に関する業務委託(注７)(注8)	460	売掛金	164
				増資の引受	821	—	—
関連会社	徳島津田バイオマス発電所合同会社	所有割合 直接　38.2%	発電所建設の工事管理支援。業務執行社員。	工事管理に関する業務委託(注７)(注8)	2,010	売掛金	11
				増資の引受	489	—	—
関連会社	株式会社南阿蘇湯の谷地熱	所有割合 直接　30.0%	事業開発業務の運営支援。役員の兼任あり。	資金の貸付	154	短期貸付金	154
関連会社	合同会社人吉ソーラー	所有割合 直接　99.0%	事業開発に関する業務の受託	事業開発に関する費用の立替(注10)	1,111	関係会社立替金	1,199

(注) 1. 資金の移動は、完全子会社との間における余剰資金を本社が集中的に管理し、資金の調達・運用を効率化するための取引であり、取引金額は期中の平均残高を記載しています。
2. 子会社の銀行借入につき、スポンサーサポート契約を締結したものです。
3. 子会社の銀行借入につき、担保提供を行ったものです。
4. 関連会社の銀行借入につき、スポンサーサポート契約を締結したものです。
5. 関連会社の銀行借入につき、担保提供を行ったものです。
6. 保証料の受領は行っていません。
7. 取引価格については、事業の規模や開発期間を考慮して、取引関係者との交渉の上決定しています。
8. 取引金額には、消費税等を含んでいません。期末残高には消費税等を含んでいます。
9. 苅田バイオマスエナジー株式会社の金融機関からの借入れに関して、当社は同社の他の出資者とともに、一定の事象の発生を条件として、同社の借入金融機関に対するスポンサーサポートに合意しています。上記の同社借入総額に関するサポートの当社負担割合は約50.9%です。
10. 取引金額及び期末残高には、消費税等を含んでいます。

9. １株当たり情報に関する注記

（1） １株当たりの純資産額　134円73銭

（2） １株当たりの当期純利益　27円81銭

（注）1. １株当たりの純資産額及び１株当たりの当期純利益は、当事業年度に行いました株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しています。

2. 当事業年度において、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）が保有する当社株式（取締役等向け株式交付信託分）を、「１株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数393,600株に含めており、また、「１株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式の期中平均株式数188,823株に含めています。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

（役員向け株式交付信託）

当社は、2018年８月29日開催の第19回定時株主総会の決議に基づき、役員の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績及び株式価値向上への貢献意識を高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を含む）及び執行役員（以下、社外取締役を除く取締役及び執行役員を「社内役員」という。）に対する株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入しています。

1. 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が定める株式交付規程に基づいて、各社内役員及び各社外取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式等を、本信託を通じて各社内役員及び各社外取締役に交付等する株式報酬制度です。なお、社内役員が当社株式等の交付等を受ける時期は、原則として、各制度対象期間（注）の翌事業年度の業績評価確定後とし、社外取締役については事業年度毎とします。

（注）制度対象期間とは４事業年度毎に定める期間とします。

2. 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しています。当連結会計年度の当該自己株式の帳簿価額は504百万円、株式数は393,600株です。